平成２５年（フ）第２８９９号
大阪市東成区大今里南２丁目１番19―1004号
債務者　竹本　幸代
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９６９号
大阪市城東区野江１丁目18番３―407号
債務者　上田　尚代
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０１１号
大阪府豊中市西緑丘３丁目25番32―302号
債務者　喜多　豊美
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１８３号
大阪市生野区新今里３丁目12番３―515号
債務者　元貞子こと　ウォン・ジョンジャ
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２６６号
大阪市城東区今福西２丁目11番35号
債務者　中島　健次
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５１３号
大阪府高槻市北柳川町15番13号　サンシティ柳川208号
債務者　山本奈央子
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５１８号
大阪府吹田市日の出町９―13ラポール吹田604、住民票上の住所大阪府吹田市桃山台２丁目６番B21―103号
債務者　撰　　晴代
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５２２号
大阪市東淀川区西淡路３丁目10番11号　大道ハイツ２―B
債務者　多田　裕之
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５２４号
大阪市東住吉区南田辺５丁目29番15―301号
債務者　西岡　　眸
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５２６号
大阪市東成区大今里南５丁目12番12号
債務者　清水　孝絵（旧姓西宮）
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第２２２号
北海道上川郡上川町旭町53番地
破産者　株式会社りゅうじゅ
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５７号
北海道士別市武徳町四十六線東三号
破産者　有限会社北拓フーズ
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４０３号
北海道稚内市港３丁目７番５号
破産者　有限会社山〆新出海産
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６２号
群馬県伊勢崎市連取町1367番地１
破産者　株式会社リアン
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第６３号
群馬県伊勢崎市茂呂町２丁目2927番地１　パステルハウス２
破産者　関口　貴将
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１０６５９号
神奈川県川崎市川崎区東扇島31番３号
破産者　株式会社ピーネットイチサンイチ
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５８９号
東京都豊島区巣鴨３丁目39番４号　東都ビル702
破産者　大丸産業株式会社
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０６５号
名古屋市中村区亀島２丁目７番７号
破産者　株式会社H＆K
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０３号
名古屋市名東区猪高台２―211―２、商業登記簿上の本店所在地名古屋市千種区春岡２丁目２番19号
破産者　有限会社愛知建設工業
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６１号
三重県名張市上八町1640番地の４
破産者　名張製茶株式会社
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部